

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十五日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一四―一七―二

人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「研究職員」とは、特 定試験研究機関等（大学等における技術に関する</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「研究職員」とは、特 定試験研究機関等（大学等における技術に関する</p>

る研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。次項において「大学等技術移転促進法」という。）第十一
条第一項に規定する特定試験研究機関及び特許
法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第九
条の二第三項第五号に規定する特定試験研究独立
行政法人をいう。）の職員（当該特定試験研究
機関の長である職員を除く。）のうち研究をそ
の職務の全部又は一部とする者をいう。

2 この規則において「技術移転事業者」とは、
営利企業を営むことを目的とする会社その他の
団体であつて、大学等技術移転促進法第十一
条第一項の認定に係る事業又は特許法第九
条の

る研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下この条において「大学等技術移転促進法」という。）
第十二条第一項に規定する特定試験研究機関及
び大学等技術移転促進法第十三条第一項に規定
する試験研究独立行政法人をいう。）の職員（
当該特定試験研究機関の長である職員を除く。
）のうち研究をその職務の全部又は一部とする
者をいう。

2 この規則において「技術移転事業者」とは、
営利企業を営むことを目的とする会社その他の
団体であつて、大学等技術移転促進法第十二
条第一項又は第十三条第一項の認定に係る事業（

二 第三項第五号の事業（第四条第一項第二号において「研究機関認定事業等」という。）を実施するものをいう。

（承認の基準等）

第四条 前条第一項又は第二項の規定により技術移転兼業に係る承認の権限の委任を受けた者（以下「承認権者」という。）は、技術移転兼業について法第百三条第二項の申出があつた場合において、当該申出に係る技術移転兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

一 （略）

二 研究職員が就こうとする役員等としての職

第四条第一項第二号において「研究機関認定事業」という。）を実施するものをいう。

（承認の基準等）

第四条 前条第一項又は第二項の規定により技術移転兼業に係る承認の権限の委任を受けた者（以下「承認権者」という。）は、技術移転兼業について法第百三条第二項の申出があつた場合において、当該申出に係る技術移転兼業が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

一 （同上）

二 研究職員が就こうとする役員等としての職

<p>務の内容が、主として研究機関認定事業等に関係するものであること。</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>務の内容が、主として研究機関認定事業に係るものであること。</p> <p>三〇六 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三九の一部改正)

2 人事院規則一―三九(構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

(規則一四―一七の特例)

第二条 規則一四―一七(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業) 第四条第一項の規定により承認を受けて技術移転兼業(同規則第三条第一項に規定する技術移転兼業をいう。以下この条及び別表第一号において同じ。)を行う研究職員(同規則第二条第一項に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ。)は、当該技術移転兼業が構造改革特別区域法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「内閣総理大臣の認定」という。)を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革

(規則一四―一七の特例)

第二条 規則一四―一七(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業) 第四条第一項の規定により承認を受けて技術移転兼業(同規則第三条第一項に規定する技術移転兼業をいう。以下この条及び別表第一号において同じ。)を行う研究職員(同規則第二条第一項に規定する研究職員をいう。以下この条及び同号において同じ。)は、当該技術移転兼業が構造改革特別区域法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「内閣総理大臣の認定」という。)を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革

特別区域計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）に基づくものである場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を割くことができる。

- 一 当該研究職員が勤務時間を割いて当該技術移転兼業を行わなければ、規則一四―一七第
- 二条第二項に規定する研究機関認定事業等の実施に支障が生じること。

二 (略)
2 4 (略)

特別区域計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）に基づくものである場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その勤務時間の一部を割くことができる。

- 一 当該研究職員が勤務時間を割いて当該技術移転兼業を行わなければ、規則一四―一七第
- 二条第二項に規定する研究機関認定事業の実施に支障が生じること。

二 (同上)
2 4 (同上)